平成23年所得税と町県民税の				
申告相談受付日程				
			相談受付地域	
月日	日	会 場	午 前	午 後
2/15	火	鷹山地区公民館	中田、原、上原	堀之内、北原、針生
16	水	//	山道、西	新屋敷1•2
17	木	"	下折居、上折居、 西原、細野	東小手沢、南
18	金	東根地区公民館	南部1•2	南部3・4・5
19	土			
20	日			
21	月	東根地区公民館	中部1-2	中部4•5·6
22	火	"	北部1-2	北部3・4
23	水	"	中部3、東部1・2	東部3・4
24	木	蚕桑地区公民館	蚕桑3•4	蚕桑1•2•5
25	金	//	蚕桑6•7	蚕桑8•9•10
26	土			
27	日			
28	月	蚕桑地区公民館	蚕桑11•13	蚕桑12・16・17・18
3/1	火	"	蚕桑14•15	蚕桑19•20
2	水	ハーモニープラザ	鮎貝3・4・12	鮎貝10・14
3	木	"	鮎貝1•6	鮎貝5、高岡1、深山1
4	金	"	鮎貝7•8•9	鮎貝2、高岡2、深山2
5	土			
6	日			
7	月	ハーモニープラザ	鮎貝13	鮎貝11、黒鴨
8	火	白鷹町産業センター (パワーセンター白鷹)	十王1・2・3	十王4•5•6•7
9	水	"	貝生3、菖蒲1・2	十王8・9・10
10	木	"	貝生2、下山、佐野原	仲町2、貝生1、大瀬
11	金	"	八幡1•2、新町	出来町2、横町2、 仲町4
12	土			
13	日			
14	月		上町、出来町1、 横町1	仲町1・3

さい。 告相談の前に計算してくだ る「計算コーナー」で、申 たで領収書の合計が済んで 医療費控除を受けられるか いない場合、 会場内に設け

ては、

事前に把握させてい

戸別所得補償を申請されて

いるかたは、額の分かる書

ただいています。

中山間地域等直接支払制

度

に関わる収入金などについ

配偶者控除や配偶者特別控

必ず持参してください。)

ませんので、

事前に確認し

除を受けようとするかたは、 配偶者の平成22年中の所得

てください。

に記入して申告前に提出

U

(台帳を申告会場へ持参でき

出してください。

れるかたへ 町県民税の自書申告をさ

事業所得や不動産所得のあ

平成2年度に所得額証明

課税証明・非課税証明など

が必要なかたは、

収入の有

無にかかわらず申告書を提

類を持参してください。

さい。

与明細など)をお持ちくだ を明らかにできるもの(給

るかたは、

細書をご持参ください。

固定資産税の課税明 租税公課を求め

●自書申告をされる場合は 類、 必ず収入や経費の分かる書 計算書を添付してくだ

●給与、 ださい。 あるかたは、 田畑の小作料、 付してください。 添付してください。 源泉徴収票を添えてく 年金などのあるかた その明細書を 家賃収入の

●各種控除の証明書は必ず添 の鑑を忘れずに押してくだ 所得税確定申告の必要がな いかどうか確認してください。

## 給与支払報告書の提出は お早めに

平成22年中に支払給与のある場合 給与支払報告書の提出が法律で 定められていますので、 税務出納課 町民税係へ提出してください。 また、 給与支払報告書の提出期限(1月31 日) が近づくと窓口が込み合います ので、早めに提出してください。

## <受付時間> 朝8時45分~午 (午前の部の受付は午前11時ま 朝8時45分~午後3時

指定された会場においでになれなかったかた

各地区公民館・白鷹町産業センター(パワーセンタ 朝8時30分開館となります。

- ●受付は昼も行い、申告は受付簿に記入された順に行います。
- ●申告相談は準備の都合上、指定された日・会場で受けられ るようお願いします。
- ●指定された会場に都合のつかないかたは、前もって税務出 納課町民税係にご連絡ください。
- ▶申告期間中は、税務出納課での相談は行いませんのでご協 力ください。
- 白鷹町産業センター(パワーセンター白鷹)での3月8日か ら14日までの相談は、 受付順にかかわら 区のかたを優先します。
- ▶相談会場が同じ場合は、いつでも相談を受け付けます。 2月25日が指定の日のかたで都合がつかないかたは、 2月24日から3月1日までの間(会場が蚕桑地区公民 館) であれば、いつでも相談を受け付けます。

## ●問い合わせ 税務出納課町民税係(公85-6132)

火

15